様式第三十五を次のように改める。

様式第35（第44条の3第1項関係）

探査許可申請書

年　月　日

経済産業大臣又は経済産業局長　殿

住所（郵便番号）

申請者　氏名又は名称

（電話番号）

下記のとおり、鉱業法第100条の2第1項の規定により、探査の許可を受けたいので、探査を行おうとする区域を表示する図面及び法第100条の3第2号に該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。

記

1　申請区域の所在地
2　探査の期間
3　当該探査の実施計画
（1）　計画名
（2）　実施法人又は実施者の国籍
（3）　目的とする鉱物の名称
（4）　政府機関との委託関係がある場合、政府機関の名称及び住所
（5）　計画の目標
（6）　当該探査を実施しようとする区域の危険防止のために必要な措置に関する事項
（7）　当該探査の実施体制（請負に関する事項を含む。）
（8）　当該探査と関連する過去又は将来の探査計画
4　探査の方法
（1）　海域において行う探査にあつては船舶の詳細（計画に使用しているその他の船舶を含む。）
①　船舶の名称、種類、船籍、船舶番号及び信号符号
②　船舶の所有者の氏名、住所及び電話番号
③　船舶の責任者の氏名、経歴、住所及び電話番号
④　全長、最大喫水、総重量及び航行最大速度
⑤　船舶への通信手段
⑥　船員数
⑦　船舶全体を確認できる写真
（2）　装置及び機器の詳細
①　地震探鉱法又は第44条の2第2項各号に掲げる方法のうち該当するもの
②　その他に使用する主要な装置及び機器
③　①②で使用する装置の仕様及び個数等
（3）　その他、当該探査の方法を把握するために必要な事項
5　寄港予定地及び日付
6　公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設、文化財、公園又は温泉資源の保護に関する事項
7　農業、林業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項
8　申請に係る探査が他人の鉱区で行われるものの場合は、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項
9　申請に係る探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものの場合は、当該許可貯留区域等の貯留事業者等との調整に関する事項
10　探査結果の取扱いに関する事項

備考
1　「3(5)計画の目標」には陸域、海域別の測線長、探査方法など探査の内容を記載し、当該探査で求める成果を記載すること。
2　様式第2の備考6及び様式第13の1の備考3に準ずる。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。

（経過措置）
2　この省令の施行の際現にされている鉱業法第百条の二第一項の規定による許可の申請に係る申請書の様式については、この省令の規定による改正後の鉱業法施行規則様式第三十五にかかわらず、なお従前の例による。

○経済産業省令第七十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月七日　経済産業大臣　武藤　容治

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～二十三　（略） 二十三の二　機構法第十一条第一項第二十三号の二に規定する協力に関する事項 二十四～三十四　（略）	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～二十三　（略） （新設） 二十四～三十四　（略）

附　則

この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。